

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	NPO法人 無戸籍の人を支援する会		
団体所在地	奈良県奈良市法蓮町 559-1 (株) いち屋 内		
活動の開始年月	平成30年 4月		
法人格	<input checked="" type="checkbox"/> ・申請中なし (該当するものに○印をつけてください)		
認証・許可年月日	平成30年 5月 9日 所轄: 奈良県		
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 <input checked="" type="checkbox"/> 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 <input checked="" type="checkbox"/> 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 <input checked="" type="checkbox"/> 26. その他 (行政手続きの支援)		
主な活動対象地域	奈良県(要請があれば全国)		
現在の活動内容	無戸籍者とそれにかかわる家族の支援。 300日問題により出生届を出すことができない家族の支援 国籍のない外国人の支援 外国人の未成年の子どもとその家族の支援		
	個人会員数 12人 : 団体会員 団体 : 専従職員 1人		
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	奈良市社会福祉協議会の勉強会、人権センターでの勉強会、天理市役所で職員向けの勉強会、奈良教育大学の TEDx-wakakusa での講演 埼玉県人権研究会講演、滋賀県社会福祉協議会講演 檜原市市人教講演、各教育施設で人権教育 令和4年度あしたのなら特別賞受賞、2022年度シチズンオブザイヤー受賞、内閣府「令和5年度女性のチャレンジ賞」受賞など		
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	当会は何らかの理由で出生届が出されていないために戸籍が無い人が住民票やマイナンバー、そして戸籍を取得できるようにお手伝いしています。一つの案件が解決するまで何度もうかがうこともあり、県外への出張費や滞在費がかかり、また事務所は奈良市にありますが、全国からの相談を受け付けております。 収入のないご家庭からは支援にかかる報酬を頂いておりません。 しかしながらマイナンバー制度の施行後、相談件数が増加しており出費がかさんでいます。 戸籍が無いことで日常生活に大変な不便を強いられる人たちの支援をこれからも続けるため、皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。		

受付番号

(様式第3号)

令和5年12月1日現在

團 体 役 員 名 簿

団体名： NPO 法人 無戸籍の人を支援する会

(注) この用紙に記載された情報を PDF 化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

NPO法人無戸籍の人を支援する会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人無戸籍の人を支援する会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市法蓮町559番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、無戸籍の人に対する就籍の援助と、その後の自立支援に関する事業、又無戸籍の人をつくる社会を目指すための事業を行い、差別や人権侵害の無い社会を作る事に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 無戸籍に伴う困りごとを伺う相談窓口を設置する事業
 - ② 戸籍の無い人が戸籍を取得することを支援する事業
 - ③ 戸籍の無い人、又は戸籍を取得して間もない人の就労を支援する事業
 - ④ 戸籍の無い人、又は戸籍を取得して間もない人の生活を支援する事業
 - ⑤ 無戸籍に伴う課題を啓発すると共に、地域ネットワークを構築する事業
 - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)



第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 この法人の活動に協力する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体、企業

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)



第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を求めるここと。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。



(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益もって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄



- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。



(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。



(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等



(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

奈良県
青少年社会活動推進課
47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

30.11.14

收受

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。



(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議

決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によってこの法人のホームページによる公告ができない場合は、内閣府法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏名
理事長	市川 真由美
副理事長	石橋 成介
理事	塩谷 友佳子
監事	市本 貴志

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	会費	3600円 (年額)	入会金	0円
(2) 準会員	会費	2400円 (年額)	入会金	0円
(3) 賛助会員				

個人	会費	1200円 (年額)	入会金	0円
団体	会費	6000円 (年額)	入会金	0円
企業	会費	12000円 (年額)	入会金	0円



令和 4 年度事業報告書
令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日まで
NPO法人 無戸籍の人を支援する会

1 事業の成果

電話やメール相談では、身元を明かさない相談等が多数寄せられており、丁寧に対応を行った。うち、東京都・埼玉県・山口県・広島県・福岡県・熊本県等の県外からのSOSに対して具体的に、面談、市役所や法務局等との調整の就籍支援等を実施した。

また、精力的に取り組んだ啓発活動の成果が実り、多数の広報メディアの掲載につながり、大きな啓発効果を生み出した。ただし、前年度と比べて寄付額が半減したために、活動資金不足の課題が再浮上することとなった。

12月 あしたのなら表彰 特別賞（奈良県） を受賞。

12月 国際ソロブチミスト奈良 クラブ賞 を受賞。

1月には、2022年度 CITIZEN OF THE YEAR（シチズン時計株式会社） を受賞。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
無戸籍に伴う困りごとを伺う相談窓口を設置する事業	相談窓口の設置	随時	いち屋 商店内	2	当事者・関係者 相談件数 100 件	101
戸籍の無い人が戸籍を取得することを支援する事業	就籍活動援助	随時	いち屋 商店内	2	当事者 9人	858
戸籍の無い人、又は戸籍を取得して間もない人の就労を支援する事業	就職活動援助	随時	いち屋 商店内	2	当事者 2人	287
戸籍の無い人、又は戸籍を取得して間もない人の生活を支援する事業	学習支援 生活訓練	随時	いち屋商 店内	2	当事者 21人	287
無戸籍に伴う課題を啓発すると共に、地域ネットワークを構築する事業	広報物作成 学習会 講演・取材	随時	各種 メディア 公民館他	1	一般市民	65
その他目的を達成するため必要な事業	—	—	—	—	—	—

令和4年度活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

NPO法人無戸籍の人を支援する会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	36,000		
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金	960,000		
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
講師謝礼	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			996,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
謝礼金	0		
印刷製本費	0		
旅費交通費	885,600		
消耗品費	262,400		
通信運搬費	100,800		
賃借料	98,400		
減価償却費	0		
手数料	250,920		
その他経費計	1,598,120		
事業費計			1,598,120
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	0		
旅費交通費	0		
広報費	120,000		
通信運搬費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	120,000		
管理費計			120,000
経常費用計			1,718,120
当期経常増減額			-1,718,120
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....	0		
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-22,120
前期繰越正味財産額			321,193
次期繰越正味財産額			299,073

令和4年度 特定非営利事業に係る事業 会計貸借対照表
令和5年3月31日現在

NPO法人 無戸籍の人を支援する会

科 目	金 額 (単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	78,695		
普通預金	20,378		
未収入金	0		
立替金	0		
前払金	0		
流動資産合計		99,073	
2 固定資産			
建物付属設備	0		
機械及び装置	0		
車両運搬具	0		
器具及び備品	0		
権利	0		
固定資産合計		0	
資産合計			99,073
II 負債の部			
1 流動負債			
買掛金	0		
短期運営資金借入金	0		
未払金	0		
預り金	0		
仮受金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		821,193	
当期正味財産増加額		-722,120	
正味財産合計			99,073
負債及び正味財産合計			99,073

令和4年度 財産目録
令和5年3月31日現在

NPO法人無戸籍の人を支援する会
(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	78,695		
手元現金	20,378		
普通預金			
未収金	0		
流動資産合計		99,073	99,073
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0	0	
(2) 無形固定資産		0	
無形固定資産計	0		
その他の資産	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			99,073
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0		
預り金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			
正味財産		0	99,073